

4 施策の基本方向(5つの中丹デザイン)

地域の将来像に向かって、今後(平成27年4月から平成31年3月まで)、次の5つの基本方向(5つの中丹デザイン)に基づいて、取り組んでいきます。

(1) 暮らしの安心・安全の確保

- (1)-ア 安心・安全な暮らしを支える基盤の整備
- (1)-イ 府民と共に取り組む防災・減災、防犯対策等の強化
- (1)-ウ 危機事象に即応する危機管理体制の強化

(2) いきいき・健やかに暮らせる環境の整備

- (2)-ア 安心して子どもを産み・育てることができる環境の整備
- (2)-イ 医療・介護・福祉の充実と健康づくりの推進

(3) 産業の振興と定住の促進

- (3)-ア 「森の京都」づくりの推進等による森林文化の発信と林業の活性化
- (3)-イ 農業・水産業の振興と魅力ある中丹の「食」づくり
- (3)-ウ 地域に根ざす中小企業等の育成・支援
- (3)-エ 京都舞鶴港や高速道路網をいかした物流拠点の形成
- (3)-オ 定住を促進するための環境整備

(4) 交流人口の獲得・拡大と地域の活性化

- (4)-ア 「海の京都」づくりの推進等による広域観光の推進
- (4)-イ 「人・もの・情報」の交流・連携基盤づくり
- (4)-ウ 過疎化・高齢化が進む集落の維持・再生

(5) 共生・協働のまちづくり

- (5)-ア 人権の尊重と多様な主体による地域社会参画
- (5)-イ 郷土を愛し、未来を担う人材の育成
- (5)-ウ 地域の自然・環境・文化を守りはぐくみ、平和を愛する風土づくり

また、中丹地域振興計画の推進にあたっては、次のことを基本姿勢として取り組んでいきます。

(1) 一人ひとりの尊厳と人権の尊重

一人ひとりの安心と安全が守られるとともに、尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会づくりは、最も基本となる条件です。

同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、患者等に対する人権問題、インターネット上での人権侵害や街頭で公然と行われる差別的な言動等の新たな形態のものも含め、様々な人権問題の解決に向けた取組が必要です。だれもが、人権の尊重を日常生活の習慣として身に付け実践できるように、あらゆる施策を通じて人権教育・啓発の取組を推進するなど、国、市町村、NPO等とも連携して、取り組んでいきます。

さらに、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の人権侵害の状況が改善され、男女の権利が等しく尊重されるとともに、性別による固定的な役割分担にとらわれず、あらゆる場に女性も男性もその個性と能力を發揮し、いきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現という視点に立って施策を推進します。

(2) 多様な主体との連携・協働

計画の実現に当たっては、京都府だけでなく、地域住民の方々、管内3市、企業及び関係団体等との連携・協働が欠かせません。

このため、地域が一体となり、地域の課題解決、再生、振興等に取り組むことができるよう、事業の企画や実施等の過程において、多様な主体に参画いただけるよう努めます。

(3) 情報共有・発信の強化

多様な主体との連携・協働を進めるためには、地域の現状や課題をはじめ、地域が取り組むべき方向性等について、関係者が広く共有することが必要です。また、地域の優れた魅力や取組を広く発信することは、地域の競争力を高める上でも、より重要となっています。

このため、各分野の情報を体系的に整理し、インターネット等も活用しながら分かりやすい広報に努めるなど、地域内外への積極的な情報発信を展開していきます。

(4) PDCAサイクルの徹底

私たちを取り巻く社会経済情勢は刻々と変化しており、新たに発生する課題等への対応を適切に行っていくためには、計画に基づく取組内容等についても、不断に見直しを行うことが必要です。

このため、本計画に掲げた施策についても、ベンチマークレポートや運営目標を通じて、「目標の設定(Plan)」「実施(Do)」「評価(Check)」「見直し(Action)」という4つのステップを繰り返し実践するPDCAサイクルにより、絶えず点検しながら推進していきます。